

あ き た ち く か っ せ い か け い か く
秋田地区活性化計画

秋 田 県

平成19年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 秋田地区							
都道府県名	秋田県	市町村名	秋田市ほか6市1町	地区名	太平野田、宮田、笹館、沼館、落合、鹿角第2、笹子上堰、館合新田、天塩、羽貫谷地	計画期間	平成19年度～平成23年度

目 標：
 農業生産基盤の整備により地域農業の生産性の向上と農業構造の改善による経営の効率化・安定化を図るとともに、これら生産基盤の整備を通じて地域が有する多面的機能の維持・保全や優良農地の確保、担い手の育成・確保を図り、住む人や訪れる人にとっても快適で活力ある農山村づくりを目指す。
 具体的な数値としては、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保面積を5地区で172.7ha、また、計画期間内に区画整理事業の着手を目指す地区数を5地区とし、区域内における基幹的農業従事者数(農業就業人口)の減少率を8%台に食い止める。

目標設定の考え方

地区の概要：

本県は、本州北部、日本海側に位置し、東の県境に奥羽山脈、北の県境には世界遺産に登録された白神山地在、南の県境には鳥海山がそびえ、西には日本海が開ける風光明媚な地勢を有している。県土の総面積は11,612km²で、全国の都道府県では第6位の広さであり、13市9町3村(H19.6末時点)からなっている。
 本県では、県土面積の約13%にあたる151,700haが耕地として利用されており、耕地面積では全国第7位となっている。特に、雄物川、米代川、子吉川の三大河川の流域の盆地や海岸平野には広大で肥沃な優良農地がひらけ、土地利用型農業には恵まれた条件を有している。

現状と課題

本県の農業の現状としては、平成19年度から「品目横断的経営安定対策」が始まったことにより、この対策に対応した認定農業者や集落営農などの担い手を育成し、地域農業を維持的に発展させるための体制づくりを進めている。また、「農地・水・環境保全向上対策」の本格的な実施により、地域協議会等の活発な活動が期待されている。
 一方、本県は高齢化率が全国トップであることに加え出生率も全国最下位であり、農業生産基盤の整備を契機とした地域農業の担い手の確保・育成や農業構造の改革等による地域経済の活性化が課題であり、当該区域は、農地の利用集積率が県平均を下回るとともに基幹的農業従事者数(農業就業人口)の減少率が県内平均値を上回っており、定住等を促進に資する農業の振興を図るため生産基盤の整備を行う必要がある。

今後の展開方向等

本県の農業は、担い手の高齢化、若者の流出による後継者不足により集落機能等の低下が懸念されている。このため、区画整理などの生産基盤の整備を通じて新たな担い手や営農組織等を育成するなど担い手への農地の利用集積の促進を図るとともに、米と野菜等の複合経営の確立により基幹的農業従事者(農業就業人口)の減少の歯止めを目指す。また、集落間等の農道整備や農業用排水路整備により農地の維持管理費の軽減とかがい用水の安定確保を図り、地域農業の持続的な発展を目指す。
 なお、活性化計画終了後の翌年度には、農業用排水施設等の機能の確保面積と計画期間内に区画整理事業の着手した地区数を確認するとともに、区域内における基幹的農業従事者数(農業就業人口)の推移について農林業センサス等により検証を実施する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
秋田市	太平野田	基盤整備(農業用排水施設)	秋田市孫左右衛門土地改良区	有	イ	
横手市	宮田	基盤整備(地形図作成)	横手市	有	イ	
	宮田	基盤整備(農用地等集団化)	横手市	有	イ	
大館市	笹館	基盤整備(農業用農道)	大館市	有	イ	
	沼館	基盤整備(農用地等集団化)	大館市	有	イ	
湯沢市	落合	基盤整備(農業用排水施設)	湯沢市	有	イ	
鹿角市	鹿角第2	基盤整備(農用地等集団化)	鹿角市	有	イ	
由利本荘市	笹子上堰	基盤整備(農業用排水施設)	由利本荘市	有	イ	
	館合新田	基盤整備(農業用排水施設)	由利本荘市	有	イ	
潟上市	天塩	基盤整備(農用地等集団化)	潟上市	有	イ	
美郷町	羽貫谷地	基盤整備(地形図作成)	美郷町	有	イ	
	羽貫谷地	基盤整備(農用地等集団化)	美郷町	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

本活性化計画の推進に当たっては、市町村及び関係土地改良区との連携はもとより県及び区域内の市町村等で構成する地域担い手育成総合支援協議会と連携し、支援・指導機能の強化を図ることとする。

3 活性化計画の区域

秋田地区(秋田市ほか6市1町)	区域面積	541,352 ha
本計画の区域面積を計画事業地区10地区の市町村面積(市街化区域を除く)の総計とする。		
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係: 区域面積541,352haのうち森林面積は445,754haで、農林地率は82.3%となり、80%以上を占める。		
②法第3条第2号関係: 区域内の農業就業人口の減少(H12→H17で4,214人の減)と、同人口の65歳以上の高齢化割合の増加(H12→H17で6.8%増)から鑑み、定住等を促進に資する農業の振興を図るため農業生産基盤の整備が必要な区域である。		
③法第3条第3号関係: 市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

本計画では、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保面積を5地区で172.7ha、また、計画期間内に区画整理事業の着手を目指す地区数を5地区とし、区域内における基幹的農業従事者数(農業就業人口)の減少率を8%台に食い止めることを目標とする。

計画目標の基幹的農業従事者数(農業就業人口)については、最終的に次期2010農林業センサス結果から達成状況を評価するとともに、秋田県農業構造動態調査により各年度の推移を検証する。

なお、農業生産基盤の整備による効果として担い手への農地の利用集積の増加が期待されることから、「あきた21総合計画第3期実施計画」及び「新世紀あきたの農業・農村ビジョン第3期実施計画」の施策目標である「担い手への農地集積率」について、当該区域の各市町村の目標達成状況を毎年検証することとする。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

事業実施主体名	計画期間
秋田県	平成19年度～平成23年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
秋田県農林水産部農山村振興課	018-860-1851	018-860-3815	npusansonshinkouka@pref.akita.jp

【記入要領】

計画主体名

- ・市町村名にはふりがなをふること
- ・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

計画期間

- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

連絡先

- ・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

メールアドレス

- ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

1/2

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保	172.7 ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha)＝計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能確保された農地の面積(ha)＝5地区の面積の合計 172.7(ha)
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
<p>【太平野田地区】計画目標面積 37.7ha 本地区は秋田市の東部地域に位置し、太平地区における整備済ほ場を活かした効率的な水田農業の展開と野菜、花き、畜産等の産地化による複合経営の確立を目指している。しかしながら、計画地区の農業用排水設備については昭和48年に築造されたコルゲートフリューム水路が主であるが、錆・腐食が進行し、漏水による用水不足及び法面の崩壊による被害が著しく、維持管理においても多大な経費がかかっている現状であるため、本事業により、水路を改修し、維持管理の軽減とかんがい用水の安定的供給、さらには農業経営の安定と向上を図る必要があることから計画目標とした。</p>		
<p>【笹館地区】計画目標面積 28.8ha 本地区は大館市の南部に位置し、稲作中心の農業経営から転作作物を取り組んだ複合経営へと変わってきており、市の推奨作物であるアスパラ、やまのいも、きゅうりを拡大三品目として行っている。しかしながら、運搬路は未舗装であり荷痛みやほこりによる品質低下が発生している状況で、維持管理にも苦慮していることから、地域の農産物流通の幹線となる本農道を整備することで農家経営の安定を図る必要があることから計画目標とした。</p>		
<p>【落合地区】計画目標面積 7.2ha 本地区は湯沢市の東部に位置し、山間部に開けた水田地帯であり、雄物川の支流沖ノ沢川を主水源とし、良質な清流から生産される米は食味の良い「皆瀬米」を生み出している。また、転作農地から生産される大根・トマト・枝豆も定着し、ブランド化に向けて地域をあげて努力している。しかしながら、近年、生産調整の増加に加え、米価の下落や高齢化による担い手不足が深刻化し、耕作放棄地の発生が懸念されているとともに、幹線用水路は未だに素掘であるため漏水等により安定的な用水の供給が図られていない。このため、本計画では基幹施設である幹線用水路を整備することで、米・野菜の生産量の拡大と品質向上により安定的な収益性を確保し、維持管理費の軽減も図ることで農家経営の安定を図る必要があることから計画目標とした。</p>		
<p>【笹子上郷地区】計画目標面積 70.0ha 本地区は、由利本荘市島海総合支所がある伏見地区より南東へ約12km、一般国道108号線より西側へ2.0kmに位置する。本計画路線は、素掘り側溝であるため漏水等により用水不足が生じており、かつ多大な維持管理費を要する現状にある。このため、当該施設を本計画により、ベンチフリュームで装工し用水不足の解消と維持管理費の節減により、農家経営の安定を図る必要があることから計画目標とした。</p>		
<p>【館合新田地区】計画目標面積 29.0ha 本地区は、由利本荘市東由利地域に位置する本地区地域は、稲作中心の農業経営となっている。計画路線は山腹水路であり、既設の水路構造物が入っているが、勾配が一定でなく随所で越流し、法面崩落が生じ維持管理に多大な労力を費やしている。今後は用水路を整備し生産基盤の条件整備や改善を図ることにより農家経営の安定を図ることを目指すことから計画目標とした。</p>		

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

2/2

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する基盤整備の円滑化	1年	計画区域における基盤整備事業着手までの年数(年)=事業実施後、基盤整備事業の着手までの年数(年)=5地区ともに1年
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
<p>【宮田地区】 事業着手に向けて、地区全体の調査、計画、換地作業等の基本となる地形図を作成する必要があること。換地設計基準を作成し、着手後における換地計画手後における換地計画の樹立・換地処分を円滑に推進するための基礎調査、啓発活動及び合意形成を行う必要があることから計画目標とした。 事業実施H20、基盤整備着手H21目標。</p>		
<p>【沼館地区】 事業着手に向けて、換地設計基準を作成し、着手後における換地計画手後における換地計画の樹立・換地処分を円滑に推進するための基礎調査、啓発活動及び合意形成を行う必要があることから計画目標とした。 事業実施H20、基盤整備着手H21目標。</p>		
<p>【鹿角第2地区】 事業着手に向けて、換地設計基準を作成し、着手後における換地計画手後における換地計画の樹立・換地処分を円滑に推進するための基礎調査、啓発活動及び合意形成を行う必要があることから計画目標とした。 事業実施H20、基盤整備着手H21目標。</p>		
<p>【天塩地区】 事業着手に向けて、換地設計基準を作成し、着手後における換地計画手後における換地計画の樹立・換地処分を円滑に推進するための基礎調査、啓発活動及び合意形成を行う必要があることから計画目標とした。 事業実施H20、基盤整備着手H21目標。</p>		
<p>【羽貫谷地地区】 事業着手に向けて、地区全体の調査、計画、換地作業等の基本となる地形図を作成する必要があること。換地設計基準を作成し、着手後における換地計画手後における換地計画の樹立・換地処分を円滑に推進するための基礎調査、啓発活動及び合意形成を行う必要があることから計画目標とした。 事業実施H20、基盤整備着手H21目標。</p>		

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額算定 交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画 目標との関連性
基盤整備(農業用排水施設)	太平野田	錆・腐食進行が要因の漏水による用水不足及び法面の崩壊被害があり、維持管理費も多大である用水路について、改修整備を行い、維持管理費の軽減とかんがい用水の安定的供給を図り農業経営の安定と向上を図る。	農業用排水路 L=1,247m コンクリートフルームB600・H600	H20 ～H23	秋田市 孫左衛門塚土 地改良区	91,000	45,500	50%	45,500	秋田市では平成18年度策定の「第11次秋田市総合計画」の中で、農林水産業の振興の主要施策として、農林水産業経営体育成のため農業生産基盤の整備促進が挙げられている。その具体的施策内容として、生産性の向上による効率的・安定的な農業経営の確立をはかるため、環境との調和に配慮しながら、ほ場やかんがい排水を整備し、また、老朽化が著しい農業水利施設の計画的な整備・更新を進め、水不足地域における水源の確保に努めることとしている。 また、「秋田市農林水産業・農村振興基本計画」における地域別振興方向として、本地区は整備済みほ場を活かした効率的な水田農業の展開と野菜、花き畜産等の産地化による複合経営及び快適な暮らしに向けた農村環境の整備を促進し、地域農業の担い手の育成・確保と安定した農業経営を目指す。
基盤整備(地形図作成)	宮田	事業着手前に地区全体の調査、計画、換地作業及び施工のすべての部門にわたって基本となる地形図を作成する。	基盤整備面積 A=88.0ha	H20	横手市	3,710	2,040	55%	2,040	横手市では、平成18年度策定の横手市総合計画の中で農業生産基盤整備や戦略作物の生産拡大、就業者の高齢化に対応するため、生産法人、集落営農組織、担い手の育成、水稲プラス野菜、果樹、花き並びに畜産等の複合経営の推進を図ることとしている。 特に事業計画地区における方針として、農業生産性向上や生産コストの低減のため大区画ほ場の整備や農道、用排水路の改修により農地の汎用化を図り、担い手への農地の利用集積の促進と農業経営の効率化・安定化を目指す。
基盤整備(農用地等集約化)	宮田	事業着手前に換地設計基準を作成し、事業着手後における換地計画の樹立・換地処分を円滑に推進するための基礎調査、啓発活動及び合意形成を行う。	基盤整備面積 A=88.0ha	H20	横手市	2,669	1,467	55%	1,467	
基盤整備(農業用道路)	笹館	農産物の運搬経路となっている未舗装道路について整備し荷痛みやほこりによる農産物の品質低下を防ぐとともに農家経営の安定を図る。	農道 L=1,301m 4.0/5.07ス77ル舗装	H19 ～H23	大館市	108,000	59,400	55%	59,400	大館市では平成18年度策定の「新大館市総合発展計画」の中で、生産基盤の整備や環境を活かした戦略作物の生産拡大、就業者の高齢化に対応するため、生産法人の育成や集落営農組織、担い手の育成、野菜、花き、工芸作物等と複合した農業経営の推進、流通経路の多角化など、消費者に選ばれたる農産物の生産・流通体制の強化を図ることとしている。 特に事業計画地区における方針として、消費作物であるきゅうり・アスパラ・やまのいもへの取組を促進し品質向上を図り、担い手の育成・確保と安定した地域農業経営を目指す。
基盤整備(農用地等集約化)	沼館	沼館地区経営体育成基盤整備事業において、事業採択前に換地設計基準を作成し、事業着手後における換地計画の樹立・換地処分を円滑に推進するための基礎調査、啓発活動及び合意形成を行うものである。	基盤整備面積 A=56ha	H20	大館市	1,698	933	55%	933	大館市では平成18年度策定の「新大館市総合発展計画」の中で、生産基盤の整備や環境を活かした戦略作物の生産拡大、就業者の高齢化に対応するため、生産法人の育成や集落営農組織、担い手の育成、野菜、花き、工芸作物等と複合した農業経営の推進、流通経路の多角化など、消費者に選ばれたる農産物の生産・流通体制の強化を図ることとしている。 特に事業計画地区における方針として、生産者の高齢化や担い手の確保に対応し効率的かつ安定的に農業の生産維持強化を図るため、現状の未整備水田を1haをきむ30a以上の区画に整備し担い手への利用集積を図るとともに農業生産法人等を立上げ、農業従事者の育成・確保と複合経営の確立による農業経営の安定を目指す。
基盤整備(農業用排水施設)	落合	素堀の幹線用水路を整備し、安定的な用水の供給と維持管理費の軽減を図ることで農家経営の安定を目指す。	農業用排水路 L=1,722m BF550	H19 ～H23	湯沢市	60,000	33,000	55%	33,000	湯沢市では総合振興計画(H18策定)の基本目標に「ふるさとの技が輝く活力あふれるまちづくり」を掲げており、農林業の振興の中で収益性の高い農林業生産体制を構築することを目指している。 本地区は農業生産条件が不利な傾斜地であり、農業水利施設を整備することにより、米・野菜の生産量の拡大や品質向上および維持管理費の軽減を図り、安定した農業経営が行われることで担い手の育成・確保と農業経営の安定を目指す。

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額算定 交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画 目標との関連性
基盤整備(農用地等集約化)	鹿角第2	事業着手前に換地設計基準を作成し、事業着手後における換地計画の樹立・換地処分を円滑に推進するための基礎調査、啓発活動及び合意形成を行う。	基盤整備面積 A=130.0ha	H20	鹿角市	3,943	2,168	55%	2,168	鹿角市では、平成17年度策定の第5次総合計画(H18~H22)の中で、農業生産基盤の整備と担い手の育成等を図るとともに、付加価値の高い作物の導入等により農業生産所得の拡大を目指している。一方、当該計画地区は、農用地土壌汚染対策地域に指定(H19.2.21)されており、恒久対策事業を実施することとしている。 特に事業計画地区における方針として、客土工による恒久対策に合わせ区画整理を行うとともに、分散した農地の集約化や利用集積の促進と担い手等の育成・確保を図り、生産性の向上と自立した安定経営を目指す。
基盤整備(農業用排水施設)	笹子上塚	用水路の整備し用水の安定確保と維持管理の節減を図ることにより、農家経営の安定を図る。	農業用排水路 L=1,532m BF500~BF1000	H19 ~H22	由利本 荘市	49,000	26,950	55%	26,950	平成17年度策定の由利本荘市総合発展計画では、市の基幹産業である農業について、生産基盤の整備や生産体制の確立を図り、生産者団体等との連携のもと農畜産物のブランド化、付加価値の高い農産物の産地育成、農産加工品の開発、地産地消の促進、特別栽培米の拡大など、多様なアグリビジネスの拡大に努めることとしている。 特に事業計画地区における方針として、質の高い農産物を鳥海山ブランドとして確立し、道の駅「清水の里・鳥海郷」をコアとした情報発信機能を活用しながら販路拡大を図る方針であり、本事業の整備により農産物の生産を拡大し、地域農業経営の安定を目指す。
基盤整備(農業用排水施設)	館合新田	用水路を整備し生産基盤の条件整備や改善を図ることにより、農家経営の安定を図る。	農業用排水路 L=1,027m BF600	H20 ~H22	由利本 荘市	24,000	13,200	55%	13,200	由利本荘市では平成17年度策定の由利本荘市総合発展計画の中で、農業生産体制の充実や生産基盤の整備などにより農家の育成、担い手の育成等を図ることとしている。 特に事業計画地区における方針として、水路整備することにより農業生産基盤の近代化・強化を促進し、優良農地の確保に努めることにより、担い手への農地の集積を図り安定した農業経営を目指す。
基盤整備(農用地等集約化)	天塩	事業着手前に換地設計基準を作成し、事業着手後における換地計画の樹立・換地処分を円滑に推進するための基礎調査、啓発活動及び合意形成を行う。	基盤整備面積 A=140.0ha	H20	湯上市	4,246	2,335	55%	2,335	湯上市では平成18年度策定の湯上市総合発展計画の中で、農業生産基盤の整備を推進し優れた農業経営者に農地の利用集積を促進するとともに、経営基盤の強化のため生産法人の育成や農産物産地組織、担い手の育成、野菜や果樹、花卉等を組み合わせた複合経営を戦略的に進めるとしている。 特に事業計画地区における方針として、大区画ほ場の整備により担い手等へ農地を集積し、大豆ほ場等の集約化により低コスト化と高品質化を図るとともに、創出された労働力を生かし、畑・園芸作物の導入による複合経営の確立を目指す。
基盤整備(地形図作成)	羽貫谷地	事業着手前に地区全体の調査、計画、換地作業及び施工のすべての部門にわたって基本となる地形図を作成する。	基盤整備面積 A=56.0ha	H20	美郷町	2,345	1,289	55%	1,289	美郷町では、平成17年度策定の美郷町総合計画の中で、地域農業の発展のため、農地の利用集積の促進、生産基盤の整備、個別経営体の確保育成、機械の共同利用や農作業の協同化の推進を行い、農地の汎用化に努め、収益性の高い野菜、花き等の生産拡大に重点を置き、米と組み合わせ複合経営の推進を図ることとしている。 特に事業計画地区における方針として、担い手育成基盤整備事業によるほ場の大区画化を図り、生産性の向上と分散した農地の集約化や利用集積を促進し、効率的かつ安定的な農業の確立と農業経営の安定を目指す。
基盤整備(農用地等集約化)	羽貫谷地	事業着手前に換地設計基準を作成し、事業着手後における換地計画の樹立・換地処分を円滑に推進するための基礎調査、啓発活動及び合意形成を行う。	基盤整備面積 A=56.0ha	H20	美郷町	1,698	933	55%	933	
合計						352,309	189,215		189,215	

【記入要領】

- 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- 創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
- 事業メニューには、実施要領の別表の事業メニュー名を記入すること。
- 地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- 事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- 事業規模は、施設毎の棟数と床面積、農道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- 実施期間は、原則として3年以内とすること。
- 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類		優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠				
優先枠指標の設定根拠				
事業メニュー名		地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類		優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠				
優先枠成果指標の設定根拠				
事業メニュー名		地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

【記入要領】

- 必要であれば通直欄の拡大、行の追加をすること。
- 優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(輸出促進緊急条件整備事業優先枠、農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、輸出の促進に関連する事業及び実施要領の別表1の事業メニュー番号10、33、34、37、38、43又は45であって要件類別番号5、21、23又は25を満たすものがその対象となる。
- 優先枠事業を実施しようとする場合には、以下のいずれかの優先枠指標を記入すること。
 - (輸出促進緊急条件整備事業優先枠)
 - 輸出量の増加率(%)=優先枠事業の実施によって見込まれる年間の輸出量(t)(目標)÷現在の年間輸出量(t)×100-100
 - (農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)
 - 交流人口の増加数=優先枠事業の実施によって見込まれる地域外からの年間入込客の増加人数
 - 定住人口の増加数=優先枠事業の実施によって見込まれる地区人口の増加人数
- 優先枠の種類は、いずれか該当する方を丸囲みすること。
 - なお一つの事業について複数の優先枠指標を設定する場合は優先枠指標ごとに当該様式を作成する。
- 事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
- 地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- 事業内容と優先枠指標の関連性は優先枠指標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	秋田県		
計画期間 実施期間	H19 ~ H23 H19 ~ H23	総事業費(交付金)	359,689千円(192,905千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本活性化計画は、定住等の促進に資する農業の振興を図るための生産基盤整備に関する事業を実施するものであり、これらの事業を通じて地域が有する多面的機能の維持・保全を図るとともに、住む人訪れる人にとっても快適で活力のある農山村づくりを目指すものである。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	本計画における目標は、県の「あきた21総合計画第3期実施計画」及び「新世紀あきたの農業・農村ビジョン第3期実施計画」の目標指標とリンクするとともに、市町村が策定した農業農村整備事業管理計画との整合性を図っている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	本計画事業は、土地改良事業として地元の合意形成が図られたものである。
事業の推進体制は確立されているか	○	本計画事業地区は、市町村における事業実施・支援体制はもとより、地元受益者をはじめとする推進体制が整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	本計画目標は、生産基盤の整備により効果が期待される農地集積率等の目標を設定するとともに、個別の事業活性化計画目標についても適切な目標を設定しており、事業内容との整合性も確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	本計画では、計画期間及び実施期間を5年間としており、原則5年以内に設定している。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付金要望額は交付金限度内であり、適切に算定されている。

2 個別事業について 基盤整備促進(農業用排水施設、農業用道路)事業地区

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	適正である
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	適正である
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	確実に見込まれる
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	

	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	
	事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	満たしている
	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	農業用排水施設であり、個人の利権に係ることはないため適正である
	施設等の利活用の見直し等は適正か	○	適正である
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
	近隣市町村の類似施設等の既存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
	事業費積算等は適正か	○	適正である
	過大な積算としていないか	○	していない
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	既設利用可能な施設は、利用する等コスト削減に努めているため適正である
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	農林漁業者の利便性等から適正である
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	見通しがあり適正である
	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	市議会での了承を得ており適正である
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	事業主体である土地改良区が直接、管理・運営することから適正である
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	市の実施計画に盛り込まれており、整備後についても適正である
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	
	他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	

2 個別事業について 基盤整備促進(地形図作成、農用地等集団化)事業地区

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	本交付金により新規に実施する事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	-	
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	本事業の実施により経営体育成基盤整備事業の実施及び農用地の集団化等の合意形成が図られる。
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	-	
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	-	
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容及び事業実施主体は適切である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	経営体育成基盤整備事業(88ha)の事業着手を前提に実施する事業である。
施設等の利活用の見直し等は適正か	-	
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の蔵存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か	○	区域面積及農家戸数等から適正に事業費を積算している。
過大な積算としていないか	-	
建設・整備コストの低減に努めているか	-	
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	

備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業実施主体は市町村(横手市)であり、適正に計画されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	-	
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	
取支を伴う施設等にあつては取支計画を策定しているか。また、取支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	